

手続案内（創業・経営課）

部局名	所属名
産業労働部	創業・経営課
手続名	
特例承継計画、承継計画、個人事業承継計画の確認	
根拠法令	
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	
条項	
第 17 条第 1 項第 1 号、第 2 号または第 3 号	
手続対象者	
中小企業者	
提出先・相談窓口	
創業・経営課	
提出時期	
随時（特例承継計画の確認は令和 5 年 3 月 31 日まで、個人事業承継計画の確認は令和 6 年 3 月 31 日まで）	
提出書類	
規則第 17 条第 2 項、第 3 項または第 4 項に基づく申請書および書類	
手数料	
なし	
審査基準	
こちらをご覧ください。	
標準処理期間	
1 月	
備考	
規則 … 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則 詳細については下記をご参照ください。 ・ 中小企業庁 (http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm) ・ 福井県創業・経営課ホームページ (https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/enkatukahou.html)	